寒河江市告示第51号

寒河江市下水道条例(昭和57年市条例第40号)第6条第1項の規定により、次の者を 寒河江市指定下水道工事店として指定するので、同条例第6条の3第2項の規定により告示 する。

令和7年10月31日

寒河江市長 齋 藤 真 朗

寒河江市指定下水道工事店

指定番号	指定工事店名	代表者氏名	営業所所在地	指定期間
2 1 7	株式会社マルカ東根	代表取締役 柴崎 清美	東根市大字野田 580番地	令和 7年11月 1日から 令和12年 4月30日まで